

郵便はがき

□□□□□□□□

(販売会社名)

(販売会社住所)

特定記録郵便

代表者様

郵便はがき

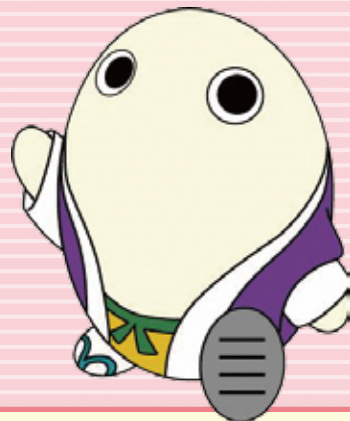
□□□□□□□□

(フレジット会社名)

(フレジット会社住所)

特定記録郵便

代表者様



## クーリング・オフ期間が過ぎていても…

- うその説明をされた
- 家から「帰ってほしい」と言ったのに帰ってくれなかった。
- 長時間勧誘され「帰りたい」と言っても帰らせてくれなかった。

上記の理由で契約してしまった場合などは、契約を取り消すことができます場合があります。

**あきらめずに、消費生活相談窓口へご相談ください！**

## 消費者ホットライン

(お近くの相談窓口につながります)

### TEL 188番 (局番なし)

### 京都府消費生活安全センター

#### ●消費生活相談

月曜日～金曜日(年末年始除く・祝日除く)  
午前9時～午後4時

**TEL 075-671-0004**

#### ●インターネット消費生活相談

各検索サイトにて

京都府

※特定商取引法改正により、令和4年6月1日から、消費者からのクーリング・オフ通知は、電磁的方法(電子メールの送付など)によって行えるようになりました。

# 消費者の味方！ クーリング・オフ



## クーリング・オフとは

訪問販売等で契約した場合、一定期間は無条件で契約を解除できる制度です。